政令第五十一号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第六十九条、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十六条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十四条、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十条及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第一条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「六百四十六円」を「六百五十四円」に改める。

（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「九百七十三円」を「九百八十七円」に改め、同条第二号中「七百二十七円」を「七百三十八円」に改め、同条第三号中「千九百九十三円」を「二千二十二円」に改め、同条第四号中「五十七円」を「五十八円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千八百九十五円」を「千九百三十一円」に、「三千七百三十九円」を「三千八百八十五円」に改める。

第二条中「千八百四十四円」を「千九百五十四円」に改める。

第三条中「千八百四十四円」を「千九百五十四円」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第四条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成十七年政令第百四十九号）の一部を次のように改正する。

「二千五百五十七円」を「二千六百一円」に改める。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第五条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成三十一年政令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第一号中「二千九十七円」を「二千百三十一円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める負担金、交付金又は事務費から適用する。

一　第一条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第一条　令和五年度分として負担する負担金

二　第二条の規定による改正後の国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条　令和五年度分として交付する交付金

三　第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条から第三条まで　令和五年度分として交付する事務費

四　第四条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令　令和五年度分として交付する交付金

五　第五条の規定による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令　令和五年度分として交付する交付金

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○厚生労働省令第四十一号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の十七第一項第一号及び第二号の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十三日

厚生労働大臣　武見　敬三

職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第三十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定の基準） **第二条**　厚生労働大臣は、知識講習又は技能講習（以下「更新講習」という。）が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、規則第四十八条の十七第一項第一号又は第二号の指定（以下単に「指定」という。）を行うものとする。 一～六　（略） 七　技能講習を受ける者の数は、原則として、講義により行う場合にあっては三十人以下、演習により行う場合にあっては二十人以下であること。 八～十　（略） 2　（略）	（指定の基準） **第二条**　厚生労働大臣は、知識講習又は技能講習（以下「更新講習」という。）が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、規則第四十八条の十七第一項第一号又は第二号の指定（以下単に「指定」という。）を行うものとする。 一～六　（略） 七　更新講習を受ける者の数は、原則として、講義により行う場合にあっては三十人以下、演習により行う場合にあっては二十人以下であること。 八～十　（略） 2　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の七十第一項（同法第百三十二条の七十一第二項において準用する場合を含む。）、第百三十七条の二及び第百三十七条の四の規定に基づき、無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十三日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫